省　令

○文部科学省令第三号

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）第八条第五項（同令第十一条第三項において準用する場合を含む。）及び第九条第五項（同令第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月二十一日

文部科学大臣　萩生田光一

文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

文部科学省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年文部科学省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項、第四条第一項、第六条第一項及び第七条第一項中「の正本一通及び副本一通を」を「を」に改める。

様式第一号、様式第三号、様式第五号及び様式第七号中「㊞」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。